

税務課長の仕事宣言！

税 務 課 長 平 塚 俊 範

1 基本姿勢

市税は市民の生活を支える行政サービスの貴重な財源であり、法令に従い適正かつ公平な課税を行うとともに、納税の利便性向上、自主納税の啓発及び滞納整理の強化により、市税の収納率の向上を図ることが重要な課題となります。

(1) 市税の収納率の向上については、コンビニ収納、クレジット収納、口座振替、給与特別徴収（給与天引）の推進等により納税の利便性の向上による滞納の未然防止に取り組んでまいります。

また、納税相談により滞納者の状況に応じた納付に配慮するとともに、財産調査等により滞納者の納税能力を見極め、預貯金、動産、不動産の差押・公売の実施による徴収強化に取り組んでまいります。

(2) 市税の適正かつ公正な課税と収納率の向上のため、研修による税務職員の知識習得などによりスキルアップを図ることに努めてまいります。

また、住民税（市民税・県民税）については、申告受付会場（鳥栖市役所）の開催期間の延長により待ち時間を短縮し、申告の推進に取り組んでまいります。

2 重点事業の概要

(1) 市税の収納業務関連

- ・ 佐賀県滞納整理推進機構との連携及び滞納整理システムを活用し、市税収納率の向上を図ります。また、差押物件の整理を進めます。

(2) 職員の資質・能力の向上

- ・ 税務職員としてのスキルアップのための研修等を実施します。

3 重点事業の取組み

〔 施策・事業名 〕

市税収納率の向上

〔 現状と課題 〕

税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、自主納税の啓発と滞納整理の強化により、市税の収納率の向上を図ることが重要な課題です。

〔 具体的な取組 〕

- ・滞納整理指導員（国税庁OB）の助言指導により、滞納整理技術の向上を図り、滞納処分の迅速化、困難事案の早期解決を目指します。
- ・滞納整理システムを活用し事務の効率化を図ることで、これまで以上に財産調査や差押などの滞納処分の強化に取り組む。
- ・高額滞納案件（不動産差押等）の積極的な整理を進めます。
- ・夜間や休日の電話催告や納税相談、訪問による実態調査を定期的実施する。
- ・年5回の徴収強化月間を設け、電話催告及び文書催告等を実施する。
- ・初期滞納整理として臨時職員による電話催告を実施する。
- ・税務署、県税事務所と協力し、所得税還付金差押や住民税の共同催告を実施します。
- ・納税者の納め忘れなどを防止するため、ハガキ式の口座振替依頼書を当初納付書発送時に同封し、納税の口座振替を推進します。
- ・給与特別徴収（給与天引）を実施していない事業所に対して特別徴収への切り替えを推進します。

〔 目 標 値 〕

市税徴収率（現年度分） 98.5%
 国保税徴収率（現年度分） 92.0%

〔 スケジュール 〕

第1四半期	平成25年度現年分の徴収強化
第2四半期	初期滞納者電話催告、動産・不動産公売等による滞納処分強化
第3四半期	初期滞納者電話催告、出張徴収実施
第4四半期	初期滞納者電話催告、滞納処分の執行停止及び債権差押等の実施

〔 施策・事業名 〕

税務職員としてのスキルアップのための研修等

〔 現状と課題 〕

法令に基づく公平・公正な課税と税負担ため、税務職員としての知識習得などスキルアップをはかるとともに個々の資質向上に努めていきます。

〔 目 標 値 〕

- ・課内研修 5回
- ・庁外研修 14回

〔 スケジュール 〕

第1四半期	課内研修（課税事務研修） 庁外研修（市町村アカデミー研修）
第2四半期	課内研修（課税事務研修） 庁外研修（市町村アカデミー研修、佐賀県初任者研修、その他課税事務研修）
第3四半期	庁外研修（鳥栖税務署確定申告研修、NOMA中級徴収事務研修、NOMA納付折衝事務研修、小郡市との勉強会）
第4四半期	課内研修（確定申告事務研修）

お問い合わせ

税務課 (TEL 0942-85-3587 / E-Mail zeimu@city.tosu.lg.jp)